



<報道発表資料>

(府・経済同時)

令和7年12月12日

京都市産業振興課
京都市産業観光局地域企業振興室

府内主要発注企業への中小受託取引の適正化等に向けた

府市合同での企業への要請

京都市と京都市では、中小企業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、府内の主要発注企業85社に対して、適切な価格転嫁をはじめとした中小受託取引の適正化等について要請を行いましたので、お知らせします。

● 要請日

令和7年12月12日（金） ※知事・京都市長連名の別紙文書を発送

● 要請内容

以下の2点を要請（詳細は別紙のとおり）

- ・一層の中小受託取引の適正化
- ・「下請代金支払遅延等防止法」は、令和8年1月1日に施行される改正法により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称「中小受託取引適正化法」）に改められるため、改正後の運用基準に基づき、適切な措置を講じること。

● 要請先

府内の主要発注企業 85社 ※次の条件のいずれかを満たす企業

- ・府内に本社を有する製造業を営む企業のうち上場企業
- ・府内に本社を有する製造業を営む企業のうち未上場の大企業
- ・府内に大規模工場を有する企業

● （参考）中小受託取引の適正化等に向けたその他の取組

- ・国に対して、委託事業者の指導と監視の徹底など、対策の強化を求める
- ・国の相談窓口（現「下請かけこみ寺」、令和8年1月1日以降「取引かけこみ寺」）等の専門機関との連携を密にし、その周知等を実施
- ・各産業支援機関の相談体制も活かし、企業独自の技術の獲得や販路の拡大に向けた取組に挑戦できるような伴走支援を実施
- ・国の「パートナーシップ構築宣言」制度の周知を実施

7 産振第275号
産地第95号
令和7年12月12日

府内主要発注企業 代表者様

京都府知事 西脇 隆俊
(公印省略)

京都市長 松井 孝治
(公印省略)

中小受託取引の適正化等について

平素は、府政及び市政の推進につきまして格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。原材料費やエネルギー価格の高止まり、労務費の急速な上昇など、事業環境は大きく変化しております。こうしたコストの増加を適切に価格へ転嫁できない中小企業の収益が圧迫されています。

このような状況の中、中小企業をはじめとする事業者が負上げの原資を確保し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けて、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。

本改正により、令和8年1月1日から「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称: 中小受託取引適正化法、通称: 取適法) へと名称が変更され、委託事業者と中小受託事業者が協議に基づき適正な価格を設定することや、不当な負担の押し付けを防止することがより強く求められます。

京都府及び京都市においては、中小企業の支援に全力で取り組むとともに、地域の産業支援機関を通じて、中小受託取引をはじめ経営の諸課題に関する相談等に対応するなど、国とも連携して中小受託事業者の振興対策を積極的に推進しているところです。

貴社におかれましても、取適法の趣旨をご理解いただき、中小受託事業者への「不当なしわ寄せ」が生じることのないよう、より一層の取引の適正化に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、同法の運用基準を踏まえ、労務費の価格転嫁を含めた適切な措置を講じていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

あわせまして、各企業における取引先との共存共栄に向けた取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を宣言する「パートナーシップ構築宣言」への参画を検討いただきますようお願いいたします。

(担当)
京都府商工労働観光部
産業振興課 谷口
TEL 075-414-4851
京都市産業観光局
地域企業振興室 岩井
TEL 075-222-3329

取引先と共に存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることができます。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>

「宣言」の内容について

- 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局
- 中小企業庁取引課 03-3501-1511



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法



製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金



製造委託等代金

親事業者



委託事業者

下請事業者



中小受託事業者

適用対象の拡大

● 適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

● 対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

● 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

● 「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

● 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

● 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます

● 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

=

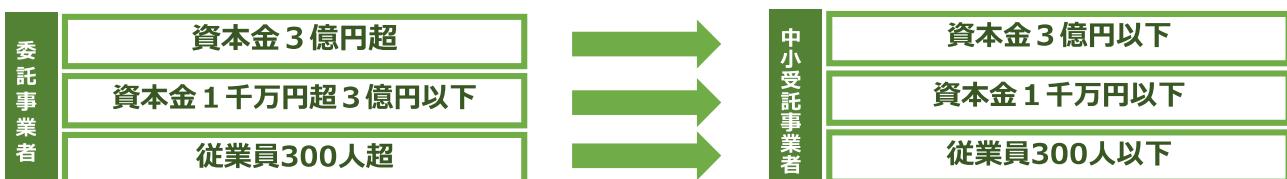
取引の内容



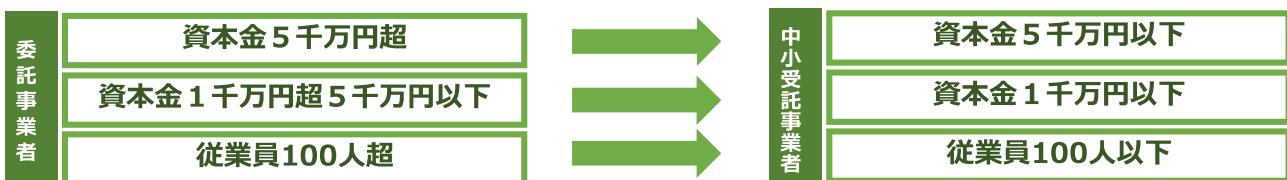
資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)



義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不正に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不正に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、
公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください

